

主治医先生へお願い

(この書類の内容は2007年1月1日から2007年12月31日まで有効です。)

先生におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃は(財)日本水泳連盟所属の選手を御診療いただき誠にありがとうございます。さて、本状持参の選手は、ドーピング検査が行われる競技会に出場する選手か、あるいは競技外ドーピング検査の対象者であることから、以下の点を御考慮いただけたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

競技会で競技終了後に行われるドーピング検査などにおいて、「世界アンチ・ドーピング規程国際基準2007年禁止リスト」の「競技会で禁止される物質と方法」の使用が明らかになりますと、それが医学的に妥当なものであっても、選手は失格および資格停止などの処分を受けることになります。「禁止リスト」は日本アンチ・ドーピング機構のホームページ(<http://www.anti-doping.or.jp>)で参照可能です。

使用可能な病院処方薬の例を以下に示します。

PL 顆粒、ブルフェン、ロキソニン、ボルタレン、ダーゼン、アストミン、メジコン、ポララミン、アルサルミン、ケルナック、タガメット、ガスター、ブスコパン、ナウゼリン、プリンペラン、ロペミン、タンナルピン、酸化マグネシウム、ブルゼノド、インタール、ザジテン、イソジンガーグル、サワシリン、クラビット、タミフル、フェロミア(その他にも使用可能な医薬品はあります)

治療のためにどうしても禁止物質を使用しなければならない場合は、治療目的使用の適用措置(TUE)申請書の提出をお願いします。TUE申請には略式TUE申請と標準TUE申請があります。書式は日本アンチ・ドーピング機構のホームページ(<http://www.anti-doping.or.jp>)よりダウンロードしてください。

略式 TUE 申請：不備のない書類が受理された時点で使用が許可となります

<対象となる禁止物質>

- 1) 吸入によるベータ2作用剤(国内ではサルブタモールとサルメテロールのみ対象)
- 2) 糖質コルチコイドの一部(下記参照してください)

標準 TUE 申請：審査の結果、ドーピング規則上の許可、不許可が決定されます

<対象となる禁止物質>

禁止物質のうち、略式 TUE 申請の対象にならないもの

<参考>糖質コルチコイドの規則

禁止される場合1(使用のためには標準TUEを要す):経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用

禁止される場合2(使用のためには略式TUEを要す):関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外への使用、皮下注射、吸入、および「禁止される場合1」および、「禁止されない場合」以外の投与方法の場合

禁止されない場合(TUEなく使用可能):皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉、肛門周囲の疾患に対する局所的使用(皮膚についてはイオン導入法または超音波導入法も可)

最終的に国際水泳連盟に行く書類となりますので英文でお願いします。なお、診療報酬上の扱いは「文書料」です。御面倒をおかけして大変申し訳ありませんがどうぞよろしくお願いいたします。

(財)日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会